

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	14	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの)		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象 (支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>中小企業の連鎖倒産への備えを充実させるため、中小企業倒産防止共済制度による共済金貸付の限度額を引き上げ、これに伴い、共済契約者が納付する掛金の限度額を引き上げる。引上げ後においても、引き続き、共済契約者が納付する掛金について、損金算入の特例を適用する。</p> <p>なお、本共済制度は、取引先の企業の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する等の事態の発生を防止するため、相互扶助の精神に基づき、中小企業者(共済契約者)の抛出によって共済制度を確立し、取引先が倒産した共済契約者に対して、抛出した掛金の総額(以下「掛金総額」という。)の10倍又は回収困難となった売掛金債権の額のいずれか少ない額を無担保、無保証、無利子で貸付を行うもの。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>掛金限度額の引上げ後においても、共済契約者が納付する掛金について引き続き損金算入の特例の適用が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(租税特別措置法第66条の11第1項第2号において措置された場合、国税との自動連動を図る。)</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
要望理由	連鎖倒産は、取引関係が鎖状に連なる中で、いずれの取引を起点としても生じうるリスクである。このため、中小企業全体の連鎖倒産のリスクを軽減させるためには、可能な限り多くの中小企業者の加入を促進する必要がある。しかしながら、納付済掛金の権利消滅を条件に共済金貸付を受けるという制度への加入を幅広い中小企業者に求める際に、結果として戻ってこない掛金が、それを抛出する時点で損金等の扱いとならない場合には、資金面で十分に余裕のない中小企業者の加入意識を著しく損なう。そのため、国としても税制上所要の措置を講じ、このような中小企業者の加入促進を図る必要がある。		
減収見込額	平年度減収額：1,762百万円 拡充分：149百万円		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>所得税(租税特別措置法第28条第1項第2号)、法人税(第66条の11第1項第2号、第68条の95)に基づき、共済契約者の納付した掛金の損金算入・必要経費算入を認める措置。</p>	<p>・ 融資、補助金その他</p> <p>本共済制度を実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」)が本共済制度の事務や広報等を行うための、中小企業倒産防止共済勘定としての国からの運営費交付金(平成21年度予算782,582千円)。</p>
	22年度	<p>・ 国税</p> <p>所得税(租税特別措置法第28条第1項第2号)、法人税(第66条の11第1項第2号、第68条の95)に基づき、掛金総額(共済契約者が抛出する掛金総額及び掛金月額)の上限の引上げに伴う、共済契約者の納付した掛金の損金算入・必要経費算入の拡充措置。</p>	<p>・ 融資、補助金その他</p> <p>本共済制度を実施する中小機構が本共済制度の事務や広報等を行うための、中小企業倒産防止共済勘定としての国からの運営費交付金(平成22年度要求782,399千円)。</p>
過去の要望経緯	<p>昭和53年 創設</p> <p>昭和55年 改正(掛金総額の限度額を120万円から210万円への引上げに伴い、拡充分についても特例を措置。)</p> <p>昭和60年 改正(掛金総額の限度額を210万円から320万円への引上げに伴い、拡充分についても特例を措置。)</p>		
本要望に対応する縮減案			